

残貸付債権の状況等に係る報告書 作成の手引き

提出期限 : 事業年度終了後 3 か月以内（個人登録業者であった場合は毎年 3 月末日）

提出部数 : 2 部（正本 1 部・副本 1 部） 該当のない場合も 3 ページ全て提出。副本は正本のコピーで可。

※ 副本はお返しいたしません。受領印を押印した控えが必要な場合は、**控え用として副本もう 1 部**と、切手を貼った返信用封筒を添付してご提出ください。

提出先 : 日本貸金業協会 東京都支部（108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 2 階）

詳細については同封の通知文『みなし貸金業者が提出する「残貸付債権の状況等に係る報告書」の提出について』を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。

<お願い> 以下の場合には、上に示した報告書提出期限を待たず、すみやかにご報告をお願いいたします。

① 残債がなくなったとき

貸付の契約に基づく取引の全てが終了した場合、同封の別紙様式 23-2「残貸付債権の状況等に係る報告書」に以下のとおり記載のうえご提出ください。

- 「1.残貸付債権の状況及び債権回収方針」欄に「なし」と記入して下さい。あわせて「○年○月○日現在」の欄には残債権がなくなった日を記入して下さい。
- 債権譲渡により残債結了した場合には、「2.債権譲渡の状況」の「譲渡済」の欄に必要事項を記載し、「5.添付書類」で求める(1)および(3)を添付して下さい。
- 「4.帳簿及び個人情報の取扱い」は記載必須です。
- 該当のない場合も様式すべて（3 ページ）を提出して下さい。

<提出部数> 2 部（正本 1 部・副本 1 部）

<提出先> 日本貸金業協会 東京都支部

② 連絡先等に変更が生じたとき

書面（任意様式）にて報告して下さい。

(1) 住所・電話番号・商号または名称・代表者・決算期の変更

変更年月日、変更事項（変更前・変更後を併記）を記載して下さい。

※ 法人における代表者及び商号の変更につきましては、当該変更後の内容の記載のある商業登記簿謄（抄）本（履歴事項全部事項証明書等）の添付をお願いします。

(2) 取立委託先の変更

変更年月日、変更した委託先情報（変更前・変更後を併記）を記載して下さい。

(3) 債権譲渡先の追加

追加年月日、追加した譲渡先情報を記載して下さい。

いずれも抹消時の登録番号、住所、商号または名称、代表者氏名を記載して下さい。

<提出部数> 1 部

<提出先> 東京都産業労働局 金融部 貸金業対策課 貸金業対策担当

「作成の手引き」には報告書作成の際のご参考として記載例を示し、記載上注意していただきたい点をまとめました。

本手引きは、都より報告書について問合せをする際必要となることがありますので、次年度の通知で新しい手引きが届くまでは廃棄せず保管をお願いいたします。

2018.01 作成 2022.04 改訂

別紙様式 23-2

東京都知事 殿

正しい様式は「23-2」です。
必ず確認して下さい。

報告書作成日を記載して下さい。

令和 4年 6月 5日

※登録されていた情報との照合の関係上、登録抹消時点の登録番号を記載してください

【登録抹消時の登録番号：東京都知事(2)第99999号】

届出者

(郵便番号 163-8001)
住所
東京都新宿区西新宿2-8-1
電話番号 03 (5320) 4774
商号
又は名称
株式会社〇×商事
氏名 代表取締役 東京 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)

連絡先：現在、回収を行っている場所、
連絡のつく連絡先を記載して下さい。

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

(注) 連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があった場合は
東京都にその旨連絡願います。

残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

記

基準日 (= 決算日) を記載して下さい。

1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(令和 4年 3月 31日現在)

		残貸付債権	債務者数
合計		154,200 千円	14 人
(債権回収方針)	うち施行令第1条の2第6号該当 ☆	45,000 千円	1 人
	自主回収(予定)	70,000 千円	3 人
	うち施行令第1条の2第6号該当 ☆	45,000 千円	1 人
	取立委託(予定)	30,000 千円	5 人
	うち施行令第1条の2第6号該当 ☆	0 千円	0 人
	債権譲渡(予定)	50,000 千円	4 人
	うち施行令第1条の2第6号該当 ☆	0 千円	0 人
	その他(債権放棄)	4,200 千円	2 人
	うち施行令第1条の2第6号該当 ☆	0 千円	0 人

(記載上の注意)

1 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付に係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。

残貸付債権報告書記載例及び記載上の注意

本記載例の内容(金額・項目等)は、様々なパターンを集約して作成したものです。
一般的な残債権の実態と必ずしも一致しない場合がありますがご了承下さい。

抹消時の登録番号：業者の識別のため必要ですので必ず記載して下さい。

連絡先記載内容に変更があった場合には変更した旨の届出を書面にて提出して下さい
(本手引き 表紙②をご参照ください)。

報告書作成基準日 (= 決算日) 時点の残貸付債権及び回収方針をご記載下さい。
基準日(決算日)以外の日付現在の残高で報告された場合には再提出を求めることがあります。

- 合計：全体の残貸付債権(以下の各回収方針の合計)を記載して下さい。
- 自主回収(予定)：基準日時点での自主回収額の残高を記載して下さい。
- 取立委託(予定)：基準日時点での取立委託分の残高を記載して下さい。
(予定分を含む。予定分は「3. 取立委託の状況」の「委託予定」欄にも記載)
- 債権譲渡(予定)：基準日時点でわかっている譲渡予定の残高があれば記載して下さい。
(本欄に記載した場合は「2. 債権譲渡の状況」の「譲渡予定」欄にも記載)
- ※ 報告年度内に譲渡終了した債権については本欄に記載せず、
「2. 債権譲渡の状況」の「譲渡済」欄へのみ記載して下さい。
- その他：上記以外の方針を予定している場合(実績ではない)具体的に記載して下さい。

☆ 「うち施行令第1条の2第6号該当」とは、グループ会社間貸付のうち、貸金業に該当しない貸付をさします。該当がある場合は、それぞれの残貸付債権につき内数として記載して下さい。

詳細については貸金業法施行令第1条の2第6号をご参照ください。

- ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
- ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け

- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
- 3 「その他()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

2. 債権譲渡の状況

	譲渡先	譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済	(株)〇〇ファイナンス 〇〇区××、XXX-XXXX、債権回収業	令和3年10月25日	10,000 千円
			千円
譲渡予定	△△債権回収(株) ×〇区△〇、XXX-XXXX、債権回収業		(50,000 千円)
			(千円)
合計			10,000 千円 (50,000 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、()内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

3. 取立委託の状況

	委託先	委託年月日	委託債権金額
委託済	□□□(株)、△△県××市、YYY-YYY-YYYY、 貸金業、△△県知事 第〇〇〇〇〇号	令和4年1月20日	10,000 千円
			千円
委託予定	△△△(株)、□□県〇〇市、ZZZ-ZZZ-ZZZZ、 貸金業、□□県知事 第〇〇〇〇〇号		(20,000 千円)
			(千円)
合計			10,000 千円 (20,000 千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、()内に取立委託予定金額を記入すること。

(①の一例) 親会社と子会社で構成されるグループ会社間で行われる貸付

(②の一例) 貸付を行う会社が株主である合併会社への貸付

(③の一例) 貸付を行う会社の親会社が株主である合併会社への貸付

適用の有無については当該法令をご参照のうえ判断してください。

直近の決算年度内に債権譲渡を行った場合、「譲渡済」の欄へ譲渡先、譲渡年月日、譲渡債権金額を記載して下さい。
記載した場合は添付書類が必要です(書類の詳細は「5. 添付書類」をご参照ください)。

「1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」において「債権譲渡(予定)」の欄に記載した場合には、「譲渡予定」の欄へ譲渡先、譲渡債権金額を記載して下さい。

「譲渡済」「譲渡予定」とともに、譲渡先には、商号・名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)、および業種を記載して下さい。貸金業者の場合は登録番号も併記して下さい。

合計を忘れず記載して下さい(上段: 譲渡済の合計、下段カッコ内: 譲渡予定の合計)。

直近の決算年度以前に締結した契約に基づく債権譲渡を行った場合は、該当する原契約の日付を記載して下さい。

直近の決算年度内に取立委託を行った場合、「委託済」の欄へ委託先、委託年月日、委託債権金額を記載して下さい。
記載した場合は添付書類が必要です(書類の詳細は「5. 添付書類」をご参照ください)。

「1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」における残貸付のうち取立委託の予定がある場合には、「委託予定」の欄へ委託先、委託債権金額を記載して下さい。

「委託済」「委託予定」とともに、委託先には、商号・名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)、および業種を記載して下さい。貸金業者の場合は登録番号も併記して下さい。

合計を忘れず記載して下さい(上段: 委託済の合計、下段カッコ内: 委託予定の合計)。

直近の決算年度以前に締結した契約に基づく取立委託を行った場合は、該当する原契約の日付を記載して下さい。

4. 帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他 ()

いずれかにチェック必須

(具体的な措置状況)

記載必須

(2) 個人情報の取扱い

保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他 ()

いずれかにチェック必須

(具体的な措置状況)

記載必須

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

5. 添付書類

- (1) 債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第 24 条第 1 項の規定による通知の写し

債権譲渡、取立委託の報告があるにもかかわらず、添付書類がない場合は別途提出を求めることがあります。

帳簿や個人情報をどのように保管しているか、実状をご報告いただく項目です。
自由記載欄「具体的な措置状況」については必ずご記載をお願いします。

<例>

保存先（金庫、キャビネット、外部倉庫、等）

保存方法（紙、電子データ、等）

廃棄予定時期

など

<ご注意>

貸金業者は、貸金業法第 19 条に基づく帳簿を貸付の契約ごとに
最終の返済期日または当該債権の消滅した日から
少なくとも 10 年間保存しなければなりません。

(貸金業法施行規則 第 17 条)

「2. 債権譲渡の状況」で「譲渡済」に記載した場合
以下の書類を添付して下さい（左記（1）および（3））。

- ・ 債権譲渡契約書の写し
- ・ 債務者への債権譲渡通知の雛形
- ・ 貸金業法第 24 条第 1 項の規定による通知の写し

「3. 取立委託の状況」で「委託済」に記載した場合
以下の書類を添付して下さい（左記（2））。

- ・ 取立委託契約書の写し
- ・ 債務者への取立委託通知の雛形